

労働者派遣法に基づく情報提供について

平成 24 年 10 月 1 日付け改正の労働者派遣法（第 23 条第 5 項、施行規則 第 18 条の 2）に伴い、当社における労働者派遣事業運営の状況に関する情報を提供します。

記

項 番	提供する情報		事業運営の状況内容 （ 令和 5 年度実績 ※ ）	
			千葉事業所	佐原事業所
1	派遣労働者の数 （内 有期雇用派遣労働者）		（ 1 日平均 ）	
			28 （ 0 ） 人	14 （ 0 ） 人
2	派遣先事業所の数		13 件	7 件
3	マージン率 （①－②） ÷ ① ×100		28.9 %	42.9%
4	教育訓練に関する事項		雇入れ時 ／ 新入社員研修 （有給、費用負担なし） ・安全衛生教育 ・コンプライアンス教育 ・情報セキュリティ 及び 個人情報保護教育 ・ビジネスマナー教育 ・情報処理技術者教育 職能別 ／ 階層別 （有給、費用負担なし） ・新ソフトウェア開発技術研修 ・コミュニケーション能力とチームメンバ指導研修 ・プロジェクトマネジメント能力研修 <参考> 会社案内書及び会社ホームページにも記載しています	
5	労働者派遣に関する		（ 1 日 8 時間当たり ）	
	料金額の	消費税 含む	39,006 円	41,506 円
	平均額	① 消費税 除く	35,460 円	37,733 円
6	派遣労働者の		社会保険料を含む （ 1 日 8 時間当たり ）	
	賃金額の平均額	②	25,186 円	21,537 円
7	法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等		・労使協定あり ・対象となる派遣労働者の範囲：システム・エンジニア、プログラマー、電子計算機オペレーターの業務に従事する従業員 ・労使協定有効期間の終期：令和 7 年 3 月 31 日	
8	その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項		契約社員の場合 ・社会保険（健康、厚生年金、雇用、労災） ・年次有給休暇（6 ヶ月間継続勤務で 8 割以上勤務時）	

※ 実績対象期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

以 上

許可番号： 派 1 2－0 9 0 0 2 5

事業所名： 株式会社 N I D・M I

住 所： 千葉事業所（本社）

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1－6
m BAY POINT 幕張 1 8 階

佐原事業所

〒287-0041 千葉県香取市玉造 3－1－5